

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第一条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成 29 年 12 月 19 日付 [※任期：H30. 4. 30 まで]

産業統計部会（漁業センサス関係）

専門委員 三木 奈都子

（水産研究・教育機構中央水産研究所経営経済研究センター主幹研究員）